

保育士宿舎借り上げ支援事業

令和7年度 制度変更点 「利用は1人1回まで」の詳細について

○概要

国の制度変更にともない、他自治体での申請を含め、利用は「1人1回」までとなります。

令和7年度以降に本事業を申請し、その後退職した場合、再度の申請はできなくなります。その他、休職などの場合でも、令和7年4月1日以降、一度でも利用が途切れてしまうと、再度の申請はできません。

<注意事項>

・令和7年度も、昨年までと同様に採用10年目までの保育士が対象となります。

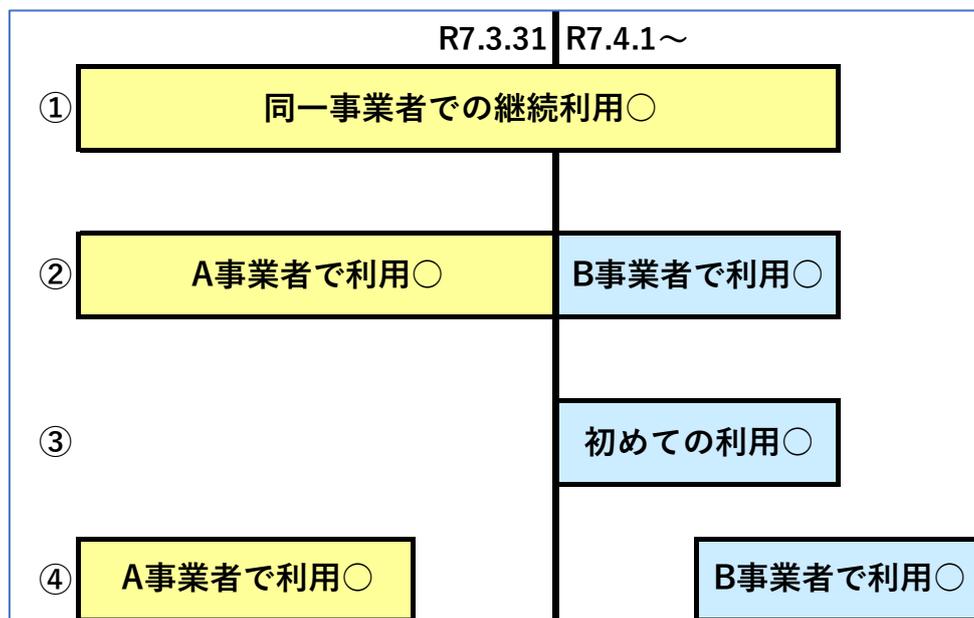
以下が○の場合でも、採用11年目以降の方は対象外となりますのでご注意ください。

・産育休等、休職中の本事業の利用について、本市としては可能としています。本事業は各事業者が対象者を決めて申請するものであり、休職中の方を対象とするかどうかは、事業者によって異なります。

※産育休、介護休業を理由に利用が途切れた場合のみ、同一法人に復職する場合に限り、再度の申請を可能とします。(ただし、採用年(利用開始年)は前回申請時から引き継ぎます。)

○R7年度の申請について

<対象となるケース>



R6年度から引き続き申請する場合、R7年度以降初めて申請する場合は、どちらも対象です。

(R6年度内に一度退職し、R7年度から新しい事業者で勤務する場合も対象です。)

※R7年4月1日時点の申請では、今回変更となる「1人1回」の制度を理由に、対象外となる人はいません。

◎事業譲渡等の場合

合併、統合、事業譲渡(以下合併等)によって、申請法人が変更となる場合、再度申請扱いとなりますが、合併等前の雇用開始日が継続するため、例外として補助対象とします。合併等をきっかけに退職し、合併等された先の法人以外に就職すると対象外となります。

◎他自治体から本市へ人事異動となった場合（同一法人に限る）

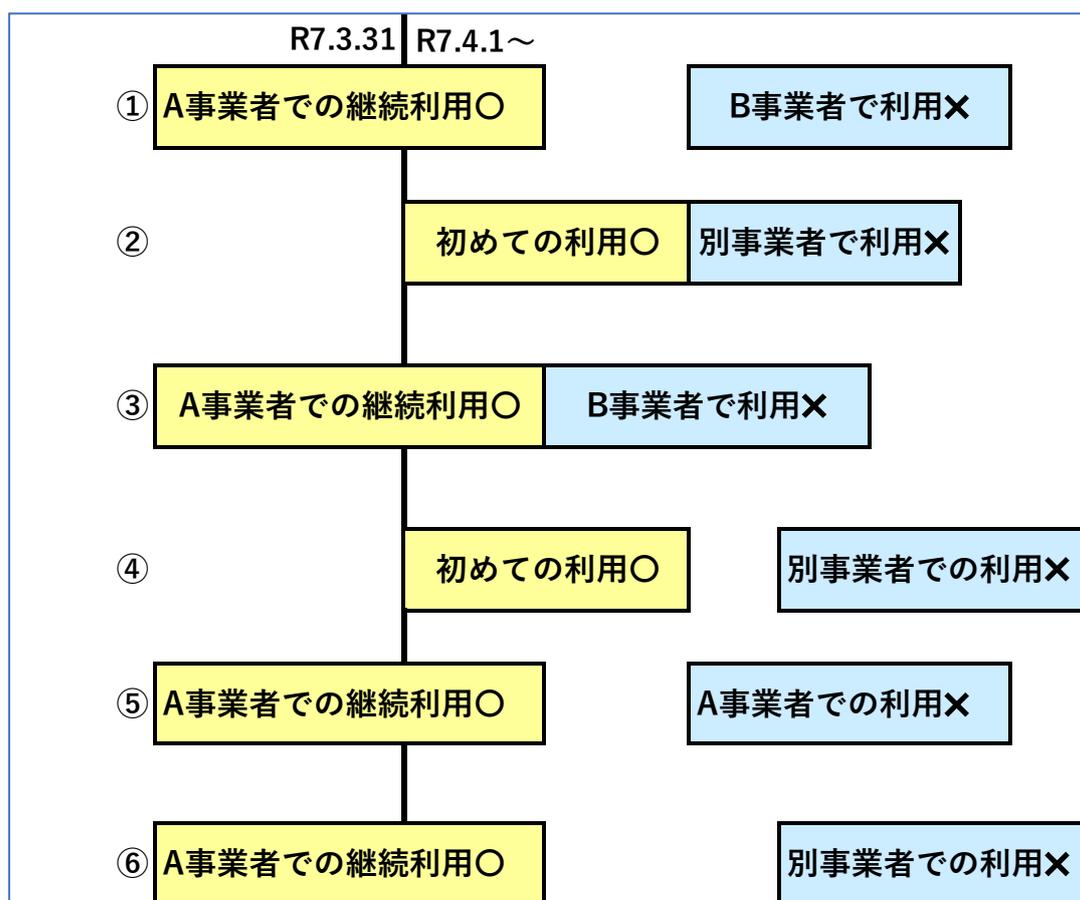
保育士宿舎借り上げ支援事業の利用者が、法人の都合で他自治体から本市へ人事異動を行う場合、途切れることなく事業を利用する場合は、継続して利用しているものとみなし、対象とします。（人事異動のため雇用開始日は引き継ぎます。）

本市から他自治体に異動する場合は、異動先の自治体によって対象となるかは異なりますので、異動先の自治体へご確認ください。

例) R7.4.1～R7.9.30 まで他自治体の宿舎借り上げ支援事業を利用した場合

- ・ R7.10.1～ 本市の宿舎借り上げ支援事業の利用→○
- ・ R7.11.1～ 本市の宿舎借り上げ支援事業の利用→×

<対象外となるケース>



R7 年度以降に一度でも利用が途切れた場合、再度申請することはできません。

退職、転職、休職等の場合も含み、一度申請を辞めた、もしくは中断した場合も、再度申請することはできません。

※ただし、⑤のなかで、産育休、介護休業を理由に利用が途切れた場合のみ、同一法人に復職する場合に限り、再度の申請を可能とします。（ただし、採用年（利用開始年）は前回申請時から引き継ぎます。）